

第2回町田市会計基準委員会 議事要旨

日時	2014年7月16日(水) 午前10時00分～午前12時00分
場所	町田市庁舎10階 10-3会議室
出席者	【委員】 鵜川正樹委員長、米田正巳委員 【事務局】 会計課 【傍聴者】 なし

1. 開会

会計管理者から開会挨拶

2. 固定資産の根拠台帳について

事務局から「資料1」「資料2」の説明

【主な質疑応答】

(各システムとの連携について)

米田委員 : 公有財産システムは財務会計システムとリンクしているのか。

事務局 : 非現金取引部分について、公有財産システムから対象データを抽出し、財務会計システムに渡して仕訳を発生させている。

米田委員 : 備品管理システムはリンクしているのか。

事務局 : 公有財産システム同様、非現金取引を連携する仕組みがある。

米田委員 : 図書館システムもまとめて、財務会計システムへデータを入れるのか。

事務局 : 図書館システム上で仕訳のデータを作成することはできない。資産の状況を把握し、その数値を人間の手で仕訳のデータに作成して財務会計システムへ入れている。

米田委員 : 道路資産台帳や車両台帳、リース台帳はエクセルでまとめたものを、まとめて財務会計システムへ入れているということか。

事務局 : そのとおりである。

鵜川委員 : 減価償却は、公有財産システムで計算をして仕訳を起こしているのか。

事務局 : 公有財産システムでは、耐用年数なども登録する機能があり、減価償却も発生させている。備品管理システムも同様である。それ以外の例えば、リース台帳、車両台帳は台帳上で簡単に減価償却費を計算できるため、その数字をもとに仕訳のデータを作り財務会計システムに入れている。

鵜川委員 : リース資産は公有財産システムには載せていないのか。

事務局 : 載せていない。

(道路資産台帳について)

鵜川委員 : 道路台帳との関係について確認したい。道路資産台帳には、地図情報も載っているのか。

事務局 : 道路資産台帳は法律上の道路台帳とは別で、新公会計制度を導入した時に、それに合うような形にエクセルで建設部が作成し、管理している。

鵜川委員 : 会計データの台帳ということか。

事務局 : そのとおりである。

【重要物品】について

米田委員 : 資料2の2ページに出てくる、「セグメント名称1」と「セグメント名称2」とは具体的にはどのようなものか。

事務局 : 財務諸表は歳出目別という課単位のもの、課の中で事業を複数持っているので事業別単位で作成をしている。セグメント名称1が課、セグメント名称2が事業をあらわしている。

米田委員 : 重要物品はだいたい何件くらいあるのか。

事務局 : 1,560件ある。

【道路資産台帳（土地）】について

米田委員 : 事業用資産とインフラ資産で分かれているということはわかるが、所轄も変わるということか。

事務局 : 供用開始前、開始後といった状況によって、所管課が変わる。

米田委員 : 事業用資産を長期で持つということは、一種の建設仮勘定のようなものなのか。

事務局 : そのとおりである。あくまで土地なので建設仮勘定ではないが、実際の道路として完成するまでは一度預かったような形である。道路資産台帳という同じような形式のものを共有しながらそれぞれの所管課が管理しており、この数値をもとに資産の照合を行っている。

鵜川委員 : この道路資産台帳（土地）はエクセルか。

事務局 : エクセルで作っている。セグメント1、2の項目が載っていないが、道路に関しては対象の事業が特定的であるため、この表にセグメントコードがなくても問題ない。

【道路資産台帳（工作物）】について

鵜川委員 : 橋梁やトンネルは個別に管理しているということか。

事務局 : 個別に管理している。橋梁やトンネルは、減価償却の計算をする都合上、公有財産システムにも載っている。

鵜川委員 : トンネルは減価償却をするから1本ずつ載っているのか。

事務局 : 1本ずつ載っている。

鵜川委員 : この台帳に載っている金額は取得価格か。この台帳上では償却をしていないのか。

事務局 : 取得価格である。道路資産台帳（工作物）上では償却はしない。

米田委員 : 資料2の道路資産台帳（工作物）の一番下に載っている「照明灯工事」について、700万円が取替資産で2,500万円が費用計上とあるが、電灯な

どはすべて費用にするということか。

事務局 : 新設した場合は資産計上、電球などの部品を替えた場合は費用化している。

米田委員 : 照明灯工事の上にある「道路改良及び電線共同溝工事」は 6,500 万円と なっているが、3,000 万円と 3,500 万円とに分かれている。どのように分けて いるのか。

事務局 : 電線共同溝は償却資産、路面は取替資産となる。1つの工事の中でも計 上の仕方が変わることになる。

鵜川委員 : すべて路面を打ち替えた場合はどうなるのか。これは費用になるのか。

事務局 : 打ち替えた場合は、費用計上となる。

(取替法による費用の区別について)

鵜川委員 : 取替法の費用と通常の修繕費とを区分していないのか。

事務局 : いずれも「維持補修費」に計上され、勘定科目は分かれていない。

鵜川委員 : 決算統計上は分かれているのではないか。東京都でも、道路事業として 見たときに通常の維持補修費なのか、それとも取替法の費用かが判るよう に項目を分けていたと思われる。取替法の採用例は少ないので、取替法を 採用したことでこういった情報が出せません、このように活用しています、 といった内容を財務諸表に入れられるとよい。また、道路の将来的な維持 更新費用をどのように見積もるか、その際にどのような会計情報を提供で きるのか、ということがテーマである。特に道路については、単に減価償 却すればよいという人もいるし、それだと実際にかかったコストがわから ないという人もいる。また予算の情報との関係で、本当は直すのに1億円 かかるのに、予算上は8,000万円しか付かなかったので、実際は2,000万 円足りなかったといった情報や、実は予算が足りなくて少し劣化している 割合が高くなっているといったような、将来的な維持更新に対する情報が 会計から出せないかということがある。このテーマについて、ぜひ検討し てみてほしい。国土交通省でも、道路の延長キロ数から推計した値を出し ているが、会計上のデータを使ってさらに精緻なものを出していけると、 新公会計制度の有用性をアピールすることもできるのではないか。

事務局 : 将来的には、財務諸表上で勘定科目を区分して明示した方がよいか。

鵜川委員 : 事業別財務諸表では、そのようにした方がよい。

(減損会計の適用について)

鵜川委員 : 町田市では減損会計を適用していないが、使わなくなった道路などの資 産については、本来減損をすべきだという意見もある。

米田委員 : もし適用するとしたら、これは減損対象に近いものだというようなこと は管理されているか。

事務局 : 公有財産等のシステム上では、管理していない。

鵜川委員 : 減損会計は適用していないにしても、減損会計の考え方を当てはめて、

事務局 : この施設は今休止しているとか、閉鎖しているといった管理はできないか。
: 任意のフラグが付くような項目があれば、そこで管理は可能かもしれない。

鵜川委員 : もし、道路として使わなくなった場合はどうなるか。

事務局 : 普通財産へ移管をして、そこで売却が可能であれば売却をする流れになる。

鵜川委員 : たとえば人口が減少した地区では、山中の道路はほとんど使われていないので補修もしないということがある。そのような状況になったときに、会計上減損するという考え方もあるし、その前に状況を把握して、もう維持しなくてもいいという情報も取れるといいかもしれない。人口が減少して使わなくなった施設が出てくる可能性があるため、そのようなものを会計的に把握しておこうということである。

事務局 : そうなると、減損するための基準といったものも必要になってくるか。

米田委員 : 企業会計では決まっている。含み益の計上はあえてしなくてもいいが、含み損の場合は評価が必要となる。

(重要物品の移管について)

米田委員 : 重要物品の移管について確認したい。

事務局 : 物品管理規則上、所管を変更する場合、それぞれの所管課長の間で手続きを行う必要があるが、備品管理システム上で所属変更処理を行うことにより、手続きができる。

米田委員 : 重要物品の除却はどうなるのか。その場合の取得原価はどのように消えていくのか。

事務局 : 重要物品については、非現金取引が財務会計システムに連携するので、除却した物品があれば固定資産除却損として仕訳が発生する。

(事業用資産について)

鵜川委員 : 官庁会計決算書の「財産に関する調書」は、訂正前・訂正後どちらの金額を使うのか。

事務局 : 決算書の調書には面積しか載っていないため、今回の訂正に関しては影響がない。価格の訂正なので、複式のみ正しい金額にした。

米田委員 : 公有財産台帳の修正はしないのか。

事務局 : 公有財産台帳の方が 2013 年度分の登録期限が早いので、訂正できなかった。2014 年度中に過年度分として訂正する。

(官庁会計との関係)

米田委員 : 官庁会計決算はシステムを使っていると思うが、どこのシステムを使用しているのか。

事務局 : 同じ財務会計システムなのでNTT製データである。

米田委員 : インプットが違うのか。
事務局 : 現金に関する部分については、官庁会計の伝票処理は同じシステムでやるので、複式はそのタイミングで一緒に登録するので必ず一致する。
米田委員 : 同じシステムで打っているのだから差はないということか。ただ差があるということは後で検証できるという面もある。差が全くないというのは突合できないということになるが間違いはないということなのか。別々に入力して調整した方が、どちらが正しいといった確認ができる。
事務局 : 現金の動きについては例月出納検査で毎月合わせているので間違いのないものと思われる。それを複式でも引き継いでいるので、現金については間違いがない。

(未収金について)

米田委員 : 官庁会計と複式とは同じシステムなのに、未収金の 1,992 円の差額はなぜ発生したのか。
事務局 : 収入が入る場合、必ず調定をしなくてはならない。この件については、担当課で 2014 年度の収入にするつもりで、2014 年度で調定をしたが、実際は 2013 年度中にお金が入ってきてしまい、2013 年度が調定漏れとなった。複式上は未収金を引き過ぎたということになるので、戻さなくてはならず、本当の未収金と官庁会計の収入未済とに差額が生じてしまった。
米田委員 : ただこの場合はお金が入ってきたので、官庁会計が正しいのかもしれない。
事務局 : 官庁会計決算でも、歳入科目別に見たときに調定がなく、収入が入ったということになるのでわかる。ただ、未収金が多い科目で調定が漏れた場合、他にも未収金があるので、調定をあげていない分の収入があっても直接的にはわからないという現状はある。
鵜川委員 : 仕訳として未収金がマイナスになっているということか。官庁会計でも同じか。
事務局 : そのとおり。
米田委員 : 実際にお金が入ってきたので、調定という手続きはないかもしれないが、未収金はもうないわけだから、財務諸表を直すのも 1 つの方法である。
鵜川委員 : なぜ気が付いたのか。
事務局 : 今回は担当課で気づいた。未収金についても、担当課の方で歳入科目ごとに官庁会計の調定額・収入額と、複式の残高との確認を行っている。

(図書について)

米田委員 : 建設中の図書館はどこにできるのか。
事務局 : 忠生地区にできる。忠生市民センターを改築している。
米田委員 : 在庫は忠生に入っているのか。
事務局 : 貸出用のデータの処理を委託で装備してもらうので、図書は買って委託業者へ預けている。

(有価証券及び出資金について)

米田委員 : 経済観光部の額が大きいですが、出資権があるのか。

事務局 : 町田まちづくり公社という株式会社があり、そこに出資をしている。駐車場の経営や会議室の貸与などを行っている。

米田委員 : 株式会社の場合は、出資金ではなく有価証券に当たるのではないか。

事務局 : 財務諸表の勘定科目としては「有価証券及び出資金」という1つにまとめられているので、公有財産管理上の区分が論点になる。

米田委員 : 検討してみてもどうか。減損処理の評価はどこでやっているのか

事務局 : 市の外郭団体については、総務部総務課で年に1回外郭団体の経営状況の確認をしており、決算書を取り寄せて確認し、東京都を通じて国へ報告している。

米田委員 : ここに計上されているものは、すべて決算書を持っているということか。

事務局 : 市の外郭団体の決算書は持っているが、それ以外の出資先については総務課では確認していない。

米田委員 : 会計上減損処理を行うことになっているのだから、決算書を取り寄せて評価すべきである。

鵜川委員 : 手続きとして、決算書を見て純資産に対し持分があるので、実際の帳簿残高と比較して3割5割と下がっていれば減損するという処理をする。

米田委員 : 今は5割であれば減損している。

鵜川委員 : 決算手続きとして入れる必要がある。まずは所管課で確認し、それを集約するような形でやるのはどうか。

米田委員 : 例えば財務部なら2,200万円の出資があるのだから、定期的に決算書をとって、どのような状況になっているのか確認をして、所管で確認できればよいし、本当におかしいとなってきたら、減損でおとしていくのが本来のやり方である。

鵜川委員 : 所管での確認結果を集約して、決算の判断をすることになる。今期の決算には間に合わないかもしれないが、追加の手続きを考えてもらった方がよい。

事務局 : 現在の会計基準には「著しく低下したときは」という規定はあるが、「著しく低下」の条件に関する規定はない。

鵜川委員 : 詳しく規定がないのなら、決めればよい。

事務局 : 東京都の運用を参考にして検討する。また、町田市の財務諸表の公表時期と、出資先の決算時期のタイミングについても考慮が必要。

米田委員 : 3月決算の団体なら間に合うと思われる。もし間に合わないなら直近のものでも良いだろう。税の申告書を合わせて提供してもらえば、なお良い。

【委員会からの提言・提案】

- ・ 取替法が適用されている資産の維持補修にかかる経費と、償却資産の維持補修にかかる経費との区分表示を検討すること。

- ・ 有価証券及び出資金について、出資先の決算書を評価し、必要に応じて減損処理を行うルールを導入すること。

3. 財務諸表の内容について

事務局から「資料4」の説明

【質疑応答】

(各会計合算財務諸表について)

- 米田委員 : 何を合算しているのかについて、どこかに注記はあるのか。
- 事務局 : 一般会計と特別会計の合算である。冊子の扉のところに注記してある。
- 米田委員 : 内部取引の消去はどうなっているか。
- 事務局 : 内部取引については消去している。
- 米田委員 : 単純合算ではないということでしょうか。
- 事務局 : 一般会計と特別会計を合算して作成する時には、内部取引消去をしており、そのまま足しているわけではない。資料4の19ページに相殺控除した金額が載っている。
- 鵜川委員 : 下水道事業会計も入っているが、分けた方がよいのではないか。
- 米田委員 : 東京都のように会計別の明細をつけた方がわかりやすいかもしれない。
- 鵜川委員 : 下水道事業会計は、もともと料金収入で運営している会計で、一般会計は税金で運営している会計だから、合算すると理解しにくいものになる。一般会計等と下水道事業会計で2行に分けて、併記式にしたらどうか。
- 米田委員 : 東京都と同じように、町田市でも財政課で作成しているものとの区分をした方がよい。この財務諸表は合算になっているが、決算統計に普通会計が出てくるので、合算に何が入っているのか表記があればよい。
- 鵜川委員 : 財政課が「アニュアルレポート」を作成しているが、普通会計ベースか、それとも一般会計ベースか。
- 事務局 : 一般会計ベースである。
- 米田委員 : 町田市下水道事業会計には、地方公営企業法の財務適用はされているか。
- 事務局 : まだ非適用である。
- 米田委員 : 合算なら合算でいいと思うが、どれが入っているかという一覧表があった方がわかりやすい。一般会計は財政課で作っているものと一致するが、さらに多くやっているということがわかるようにしたらよい。
- 鵜川委員 : 一般会計で作った方がわかりやすい。東京都のようにまずは一般会計を載せてあとで合算が出てくる形がよいのでは。
- 米田委員 : 少なくとも、下水道事業会計は別にした方がよい。
- 事務局 : 東京都の例にならい、合算を先に、その後一般会計という順番にした。
- 鵜川委員 : 東京都では、議会には会計別の財務諸表を提出し、都民向けの概要版は一般会計で作成して最後に合算額を載せている。
- 米田委員 : 市民にわかりやすくするためには、一般会計で出した方がよいかもしれ

ない。

事務局 : 下水道事業会計のみ性格が違うということか。介護保険事業会計や国民健康保険事業会計はどうか。

鶴川委員 : 基本的に保険料でまかなうということでの特別会計であり、そのために会計を分けているので、それを一緒にしてしまうとわかりにくくなってしまふ。特別会計として分ける意味は、区分した方が管理しやすいということなので、それなら連結財務諸表として別に考えた方がよい。

米田委員 : 通常特別会計だけでは、財源が足りないため、一般会計から繰り入れている。一般会計のみならもっといい数字になる。そのような場合は分けた方がよい。

事務局 : 現在の注記は合算の中にあり、すべて網羅した内容となっている。

米田委員 : 一般会計で細かい明細を作って、あと合算でいいのではないか。

事務局 : 注記はそれぞれ作成するという事か。それは困難である。

米田委員 : 東京都のような形で一覧表を作るようにすればよい。

事務局 : 一般会計をメインとして作って、合算はあくまで参考資料の方がいいということか。

米田委員 : 今回間に合わないのであれば構わないが、将来的にはそうあるべきである。まずは一般会計で周知をすべき。

鶴川委員 : 市全体の財政状況がどうかという場合は、公営企業を入れた数値を入れて財政課のアニュアルレポートで示した方がよい。下水道事業会計も、病院事業会計と同様に本来は地方公営企業法を適用すべき会計であり、適用されれば「町田市会計基準」の守備範囲から外れて、一般会計と普通の特別会計だけになる。当面特別会計にしておくにしても、分けた方がよい。特別会計の並びの順番は決まっているのか。

事務局 : 決まっている。官庁会計の決算書の順番に合わせている。

鶴川委員 : 市民向けには、一般会計で説明した方がよいと思う。合算は最後に集計表のような形でよいのでは。

事務局 : 東京都ははじめに集計表がありそのあとに合算が始まる。そのあとに一般会計、特別会計となっている。

鶴川委員 : 市の場合は国民健康保険など保険関係があるので、特別会計として分けている。東京都にも特別会計はあるが、一般会計でやってもよいようなものなので、合算してもそれほど意味が変わらない。東京都は概要版も一般会計で作っている。

事務局 : 町田市の概要版は「下水管や処理場施設を含めてこれくらいの資産を持っている」という見せ方をしたいため、各会計合算で作成をしている。

鶴川委員 : 市全体で見せるということはわかるが、そもそも病院事業会計は入っていない。一般会計に絞ってわかりやすく説明しようというものを作った方がよいと思う。

事務局 : 下水道事業会計がいつ公営企業会計に移行するのかを確認し、それまでどうするかを確認していきたい。

米田委員 : それまでは注記か、可能であれば一覧表を作成すればよい。

鵜川委員 : 東京都と町田市とでは、特別会計の性格が違うので、合算は最後でいいのではないか。

【委員会からの提言・提案】

- ・ 市民にとってわかりやすくするため、2014 年度決算においては、各財務諸表の掲載順の変更や、各会計の財務諸表の一覧表示等を検討すること。

4. その他

事務局から「資料5」の説明

【委員会からの提言・提案】

- ・ 今後も地方自治体の意見として東京都や町田市の会計基準の正当性を主張してもらい、会計制度を変えていかないといけない。町田市としては、引き続き今の財務諸表を前進させ、よりわかりやすくして活用の事例を発信していただきたい。